

◎副市長（井田正一君）

建設業界の人材確保・育成策についての御質問にお答えいたします。

初めに、建設業界の人手不足の現状認識であります。

建設業界につきましては、地域における経済、雇用のみならず、災害時の安全・安心の確保に大きな役割を果たしていただいております。

しかしながら、高齢化の進展、新規入職者の減少、若手労働者の離職など建設業界の担い手不足は、深刻化いたしております。

本市といたしましても、まちづくりに大きな役割を担っていただく建設業者の皆さんが持続的に経営いただくことが何よりと考えており、そうした点からも行政としてできる取り組みを実行することが必要であろうというふうに思っております。

その取り組みであります。市としてこれまで市内事業者を優先した発注はもとより、発注や施工時期の冬期を除く平準化、またその発注計画の公表、技術者の複数現場の兼務の承認、また、予定価格の適正な設定、歩切りの廃止等々を行っているところでございます。

次に、担い手3法の改正による成果についてお答えいたします。

市といたしましては、今も申し上げましたが、発注者の責務として掲げられております適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、公共工事発注計画の公表、適正な設計変更につきましては、全て実施させていただいております。

これまでも関係団体とは定期的に意見交換を行っており、そうした場を通して業界の実態を聞かせていただいております。

今後も法を遵守するとともに、可能な範囲で中長期的な担い手の確保・育成が図られるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、新たな取り組み策はあるかということでございます。

働き方改革の一環として、新年度、4月以降になります。4週5休以上の休日確保している事業者を経営事項審査総合評定値、いわゆる経審点数に主観点数を加算いたしますこととします。

これにより、少しでも職場環境の改善を促すことになればよいというふうに思っております。

また、最低制限価格の算定方式につきましても公表をすることといたします。

次に、女性が建設業界で活躍するための支援策についてであります。

本市の建設業界に就労している女性技術者数につきましては、申しわけありませんが、把握を現在のところいたしておりません。

女性が建設業界で活躍するための支援策の御質問であります。女性に直接支援を行っている事例としてはございませんが、間接的な支援として、国家資格を有する女性技術者を2人以上雇用している事業者に対しましては、経審点数に主観点数を加点してお

り、そうした事業者は現在、11社を数えております。

建設業界では以前、3K、きつい、汚い、危険と言われておりました。今はその3Kに加え、給料が安い、休暇が少ない、格好悪いという6Kと言われているような報道もございます。

実態はどうかと申しますと、労働環境の改善には多くの事業者の方々が努力をされているのも事実でございます。

最近では、そうしたことを理解してもらい、働きやすい職場をアピールするため、そういったコマーシャルもふえております。

市といたしましても、地元建設業界の皆様と力を合わせ、建設業界への女性の進出のみならず、業界の活性化につきまして後押しをしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。